国立大学法人岡山大学教員活動評価実施規程

（平成２０年４月２４日
岡大規程第７３号）

改正　平成２１年３月２７日規程第２２号
平成２２年３月３１日規程第５９号
平成２３年４月２８日規程第７０号
平成２８年３月３１日規程第４２号
令和２年１２月２３日規程第６１号
令和３年３月１６日規程第３０号
令和３年６月２９日規程第６５号
令和３年１２月２８日規程第９６号
令和７年５月１３日規程第５６号
令和７年１０月１日規程第１３２号
令和８年３月３１日規程第４４号

（趣旨）

第１条　この規程は，岡山大学内部質保証規則（令和３年岡大規則第１９号）に基づき，岡山大学（以下「本学」という。）における，教員個人の教育研究活動等の点検・評価（以下「教員活動評価」という。）の実施に関する基本的事項について定める。

（評価の目的）

第２条　教員活動評価は，次の各号に掲げる目的のために実施する。

一　教員が，自己の活動を点検し，自己評価することによって，教員の意識改革を促すとともに，本学の教育研究活動等の活性化を促進する。

二　教員活動評価による活動の改善等の取組により，本学の高等教育機関としての教育研究の質を保証する。

三　教員の活動状況及び評価結果の公表によって，本学が広く国民の理解と支持を得られるよう努め，もって社会への説明責任を果たす。

四　教員の能力，実績を客観的かつ公正に評価し，評価結果を給与等の処遇へ適切に反映させる。

（評価の対象者）

第３条　教員活動評価の対象者は，国立大学法人岡山大学職員就業規則（平成１６年岡大規則第１０号）第２条第１項第１号ロに定める常勤の教育職員のうち，教授，准教授，講師，助教及び助手とする。ただし，助手については，当該職員の職務内容等を個別に考慮した上で，国立大学法人岡山大学職員勤務評価実施規程（平成１８年岡大規程第８０号）第２条各号に掲げる職種区分により実施することができる。

（評価実施単位）

第４条　教員活動評価の評価実施単位は，部局ごとに設定する。なお，この規程において「部局」とは，各業務センター，各学域，各研究所，岡山大学病院，岡山大学図書館，

教学企画室，各機構（図書館・公共知共創機構を除く。）及び各機構に置く次のセンター等をいう。

教育推進機構	グローバル人材育成院
	教師教育開発センター
研究・イノベーション共創機構	附属自然生命科学研究支援センター
異分野融合教育研究機構	生殖補助医療技術教育研究センター
	グリーンイノベーションセンター
	AI・数理データサイエンスセンター
	腸健康科学研究センター

ただし，部局で細分化の必要がある場合は，部局で評価実施単位を決めて実施することができる。また，教員に関係する部局が複数ある場合は，部局間の協議により複数の部局にまたがる組織を評価実施単位とすることができる。

２　評価実施単位ごとの評価結果の取りまとめは，部局長が行う。

（評価領域）

第５条　教員活動評価の評価領域は，教育，研究，社会貢献（診療を含む。）及び管理・運営とする。

（評価項目）

第６条　教員活動評価の評価項目は，前条の各評価領域について，部局長が評価実施単位ごとに分野の特性に応じた独自の評価項目を定めることができる。

（配点基準及び評価基準）

第７条　部局長は，評価実施単位ごとに，各評価項目の最低及び加点・減点の配点基準を必要に応じて定めるとともに，配点基準により算出された点数（以下「評点」という。）による段階評価の評価基準を定め，部局の教員にあらかじめ公表する。

２　配点基準及び評価基準を定めるに当たり，部局長は，本学の目標及び第２条に定める評価の目的に沿うよう配慮するとともに，当該部局の目標，専門分野の特性等を考慮する。

（評価の実施）

第８条　教員活動評価は，毎年度実施する。

２　教員は，毎年度，教員活動評価調査票入力システムに自己の活動状況を入力するとともに，その入力情報に基づき，教員活動評価調書を作成し，部局長に提出する。

３　教員活動評価の構成は，領域別評価及び総合評価とする。

４　部局長は，教員に長期出張，育児休業等の特別な事情がある場合は，評価の実施について考慮しなければならない。

５　部局長は，評価の実施に当たり，当該部局の評価の実施に関する専門的検討や実質的な作業を行う組織を置くことができる。

６　部局長は，評価結果を教員に別に定める方法によって通知し，教員が自己の評価結果に関して意見を申し出る機会を設け，その意見を聴取，又は意見に対して説明を行う。

７　部局長は，評価結果を取りまとめ，当該年度の３月末日までに学長に報告しなければならない。

（給与への反映）

第９条　評価結果については，国立大学法人給与規則（平成１６年岡大規則第１４号）及び同規則に基づく規程等の定めるところにより，教員の昇給，勤勉手当及び業績年俸に反映させる。

（評価結果の活用）

第１０条　部局長は，教員活動評価の結果を踏まえ，優れた活動を行っている教員に対して，その活動の一層の向上を促し，また，活動状況に問題のある教員に対しては，適切な指導及び助言等によって活動の改善等を促す。

２　学長は，第８条第７項に定める報告に基づき，必要に応じて部局長への適切な指導及び助言を行い，組織の一層の発展を促す。

（評価結果による改善）

第１１条　教員活動評価の結果において活動状況に問題のある教員は，活動の反省点や翌年度における改善計画を記載した活動改善計画書を当該年度の３月末日までに部局長に提出し，活動の改善等に努めなければならない。

２　部局長は，活動改善計画書を取りまとめ，翌年度の４月末日までに学長に報告しなければならない。

３　部局長は，当該部局の組織目標を実現するため，評価結果を組織的な活動や適切な職務分担に活かすなど，管理運営上の改善に努めなければならない。

（評価結果の公表）

第１２条　教員活動評価の結果は，大学全体として集計したものを，翌年度の６月末日までに公表する。

２　教員活動評価調査票に入力された情報は，本学ホームページで公表する。ただし，個人情報など一部の情報は対象外とする。

（評価の実施体制）

第１３条　教員活動評価の実施に関する全学的な方針の決定は，学術研究院人事戦略・評価委員会において行い，全学的な集計及び公表，その他全学的調整等は，評価センターにおいて行う。

（その他）

第１４条　この規程に定めるもののほか，教員活動評価の実施に関し，必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は，平成２０年４月２４日から施行し，平成２０年４月１日から適用する。

附　則

この規程は，平成２１年４月１日から施行し，改正後の第９条の規定は，平成２２年度

に実施する給与査定から適用する。

附　則

この規程は，平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２３年５月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，令和２年１２月２３日から施行し，令和２年４月１日から適用する。

２　令和２年度に実施する教員活動評価のうち，評価対象期間が令和元年度の教員活動評価については，改正後の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規程は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和３年６月２９日から施行する。

附　則

この規程は，令和３年１２月２８日から施行する。

附　則

この規程は，令和７年５月１３日から施行し，令和７年４月１日から適用する。

附　則

この規程は，令和７年１０月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和８年４月１日から施行する。